

千葉景子法務大臣殿

# 公訴時効に関する意見書

2009 年 11 月 25 日

TAV交通死被害者の会

代表 ○ ○ ○ ○

○○○○○      ○○○○○○○○○○○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

ホームページ : <http://tav-net.com/>

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

今回、凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方についての法制審議会刑事法部会での議論に向けて、私たち交通事件被害者からの意見を聴取していただくにあたり、まず TAV 交通死被害者の会では、自動車運転により人生を奪われる被害者が「ゼロ」になる社会の実現を目指して活動していることをご理解いただきたいと思います。

被害者が事件の真相を知ることなく、また法を犯して人を死傷させた者が、正当に処罰されることがなければ、被害者が人間らしい生活を取り戻すことはできません。犯人が見つからない事件において「死亡等重大交通事件を引き起こした運転手が、適正な処罰を受けることもなく公訴時効を迎える」ことは、交通事件被害者にとっては、全く受け入れ難いことです。時効が成立すれば、それ以降、その運転者が自ら悔い反省して、再び道路上で他者に危険を及ぼすことはないという保証はありません。それどころか、時効後も、公訴されることがなかった期間同様、平気で自動車運転を継続し、再び運転中に法を犯して人を死傷させる可能性は非常に大なのです。人の死傷という結果を引き起こした重大事件犯人を、10 年にも満たない短期間で社会に放置するということは、犯罪を助長しているといってもよい行為ではないでしょうか。

死亡等重大交通事件被害者の処罰感情が、時の経過とともに希薄化することなどはありえません。時効により、死亡等重大交通事件を引き起こした運転手が、適正な処罰を受ける可能性が消滅し、すべての一般市民(交通参加者)が危険にさらされる状態を放置するような法制は、是非改正すべき事項であり、国民の生命・健康を守るべき国の政策としても早期に解決していただきたくご検討をお願いいたします。

## 1. 公訴時効制度の改正について

貴省作成の資料「当面の検討結果の取りまとめ」によると、公訴時効廃止の場合、対象が殺人など人の死亡を伴う一定の犯罪とされておりますが、私たちは、重度後遺障害者家族を含む交通事件被害者遺族の会であり、冒頭に述べた理由により、被疑者が特定されない事件および被疑者の所在が不明となっている自動車運転により人を死傷させた事件について、公訴時効の廃止を求めます。

## 2. 遡及適用について

現在時効が進行中の事件について遡及適用を認めるか否かについては、学説上異なる見解が存在しており、十分な検討を要する問題であるとのことですが、昭和 25 年 4 月 26 日の最高裁大法廷判決では、犯罪実行時の刑事訴訟法が、事後に被告人にとって不利益に変更された場合について「・・・たといそれが行

為時の手続法よりも多少被告人に不利益であるとしても、憲法 39 条にいわゆる「何人も、実行の時に適法であった行為・・・については、刑事上の責任を問われない」との法則の趣旨を類推すべき場合と認むべきではない。」とされており、また海外の判例では、ドイツ連邦憲法裁判所でも「時効は犯人保護が目的ではなく、犯人も『何年たったら時効』と信じて殺害するわけではない」という判断が示されており（毎日新聞 09 年 2 月 12 日）、そのような解釈の趣旨からも、今回の検討・議論において、刑事訴訟法の遡及的変更は、憲法上の根拠をもつとされる罪刑法定主義に反するものではないとの判断がなされるべきだと考えます。

時効成立により犯人が、その事件について裁判を受けることのない免罪符を与えられた一生を送る一方で、被害者だけがやり場のない怒りや無力感に生涯苦しみ続けるのは非常に理不尽です。時代が変わり、時効が見直されるのであれば、被害者が少しでも人間らしい気持ちで生きていくために遡及適用が不可欠であることも時代の要請だと確信しています。遡及適用が実現されることを強く望みます。

### 3. 公訴時効に係わる交通事件の特殊性と実情について

交通事件の「時効」は、前回の時効期間見直しにおいても、10 年未満の刑期の犯罪に関しては、5 年という期間が据え置かれたままであり、多くの交通犯罪被害者遺族を「たたきのめす」制度となってしまっています。

当会だけを見ても、明らかに被害者である家族が「加害者」として処理されるケースもあります。また、検察審査会の不起訴不当議決や明らかな証拠などがあるにもかかわらず、「時効」の 2 文字に涙を飲む悲劇は相当数に及んでいます。

#### (1) 不十分な捜査

100 万件近い交通事故に対し捜査要員の不足は明らかです。そして、初動捜査における証拠物の確保、目撃者の確保、科学捜査の徹底などあらゆる面で、交通事件の捜査が不十分であることは、今まで公訴されることなく時効を迎え、無念の涙を飲んだ被害者遺族が身をもって知っております。不十分な捜査により不起訴とされた事案に対し、納得できない遺族等が致し方なく自ら目撃者捜し等の捜査をし、自ら鑑定依頼等をしている間に 5 年の時効を迎えることになった事例も相当数存在します。

#### (2) 情報開示の遅れ

被害者遺族等が不起訴の通知を受け取るまでに、既にかかなり期間が経過

している事例が多く、そのような事例ほど、上記の不十分な捜査が見られる傾向があります。また公訴となった場合でも、捜査情報は第一回公判後にしか謄写請求できず、諸外国と比較しても捜査情報開示時期があまりに遅い実態があります。

(3) 時効成立による検察庁への信頼の失墜と検察審査会の拘束力不足

TAV会員のなかにも、‘不起訴不当・再捜査・不起訴・再び不起訴不当・再捜査・・’を繰り返している間に時効が成立してしまった事例が複数あります。このような形で時効が成立してしまった事案においては、検察官が時間を費やし丁寧な再捜査に臨んだ場合であっても、被害者の心情としては、まるで「検察庁に時効待ちをされた」ように感じるものであり、検察庁に対する信頼の問題としても、このような形で時効成立を無くす制度が必要と考えます。

具体的には、下記の制度の検討を求めます。

- 1 公訴時効の延長
- 2 再捜査に着手した場合、および新たな証拠が提出された場合には時効をゼロにリセットする、あるいは停止する制度
- 3 検察審査会の不起訴不当議決 1 回での公訴の義務づけ

以上